

佐久市立国保浅間総合病院 Free Wi-Fi 利用規約

(趣旨)

第1条 この規約は、診察待ち時間中の外来患者、患者家族及び入院患者（以下、「利用者」という。）の利便性を及び当院サービス向上を目的に、佐久市立国保浅間総合病院（以下、「病院」という。）が整備したFree Wi-Fiサービス（以下、「Wi-Fi」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用者が準備するもの)

第2条 Wi-Fiの利用を希望する者は、次に掲げるものを準備しなければならない。なお、病院から機器等の貸し出しありは一切行わない。

- （1）無線機能を内蔵したパソコン、スマートフォン、タブレット等の接続端末。

(利用場所及び利用時間)

第3条 利用場所及び利用時間は、下記のとおりとする。

場所	【西病棟】各階病棟（病室）・外来待合室・院内レストラン 【中央棟】待合室（健康管理科、リハビリテーション科、糖尿病センター）・透析室
時間	【外来患者、そのご家族】外来待ち時間 【入院患者】 24時間可能 ※ただし、音量を消す、イヤフォンをつけるなど周囲への配慮を徹底すること。

(Wi-Fiの利用)

第4条 利用者は、下記条件のもとWi-Fiを利用することができる。

- （1）利用者は、本利用規約に同意しなければWi-Fiを利用してはならない。
（2）Wi-Fiを利用した者は、この規約に同意したものとみなす。
（3）Wi-Fiの利用料金は、無料とする。
（4）病院は、設定等、技術的な質問についての問い合わせを一切受け付けない。
（5）Wi-Fiについて、常に安定した接続環境を保証するものではない。

(禁止事項)

第5条 利用者は、Wi-Fiの利用に際して、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- （1）著作権、その他の権利を侵害する行為又はそのおそれがある行為
（2）財産又はプライバシーを侵害する行為、またはそのおそれがある行為

- (3) 他人を誹謗中傷する行為
- (4) 公序良俗に反する行為若しくはそのおそれがある行為又は公序良俗に反する情報を第三者に提供する行為
- (5) 犯罪的行為若しくは犯罪的行為に結びつく行為、又はそのおそれがある行為
- (6) 選挙運動又はこれに類する行為
- (7) 性風俗、宗教又は政治に関する行為
- (8) ID又はパスワードを不正に使用する行為
- (9) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを提供する行為
- (10) 特定又は不特定多数に大量のメールを送信する行為
- (11) 大音量での音楽・動画再生、大量データのダウンロードによる通信回線に負担をかける等、他の利用者・来院者に対して迷惑になる行為
- (12) 利用場所における病院備え付けの電源コンセントの利用
- (13) 前各号に掲げるもののほか、他の利用者若しくは病院に不利益又は損害を与える行為、又はそのおそれがある行為で、法令に違反若しくは違反するおそれがある行為、又は病院が不適切と判断する行為

(利用の停止)

第6条 利用者が次のいずれかに該当する場合は、事前に通告することなく直ちに当該利用者の利用を停止することができるものとする。

- (1) 禁止事項に該当する行為を行った場合
- (2) 本規約に違反した場合
- (3) その他利用者として病院が不適切と判断した場合

(運用の中止)

第7条 病院は、次の各号のいずれかに該当するときは、Wi-Fiの運用を中止する事ができる。

- (1) Wi-Fiの保守作業又は関連工事を実施するとき
- (2) Wi-Fiの回線、機器等の障害等やむを得ない事由が生じたとき
- (3) 前各号に掲げるもののほか、Wi-Fiの運用上、病院が必要と認めるとき

(免責等)

第8条 本サービスの利用、利用停止又は運用の停止若しくは中止により、利用者又は第三者が被った被害については、病院はその責を一切負わないものとする。

- 2 病院は、利用者等が本サービスを通じて得る情報等は、その完全性、正確性、確実性、有用性等についていかなる保証も行わないものとする。
- 3 本サービスの提供、遅滞、変更、中止又は廃止、本サービスを通じて登録、提供

又は収集された利用者の情報の消失、利用者のコンピュータのウイルス感染等による被害、データの破損又は漏洩、その他本サービスに関連して発生した利用者の損害について、病院はその責を一切負わないものとする。

- 4 本サービスへの接続に係る利用者の機器設定は、利用者が行うものとする。

この場合において、接続する機種、O S、ソフト等により本サービスを利用できない場合についても、病院はその責を一切負わないものとする。

- 5 利用者が本サービスを利用したことにより、他者との間に生じた紛争等について、病院はその責を一切負わないものとする。

- 6 病院は、Wi-Fiの適切な利用を図るため、利用者のアクセスログを記録し、又は特定のWEB サイトへの接続を制限することができる。

(裁判管轄)

第9条 Wi-Fiの利用に関して、病院と利用者の間に生ずるすべての紛争については、長野地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(利用規約の変更)

第10条 病院は、必要があると認めるときは、予告なくこの規約を変更できるものとする。その規約の変更後に利用者が本サービスを利用したときは、利用者は、変更後の規約に同意したものとみなす。

附 則

この規約は、令和4年12月1日から施行する。